

丸ごと一冊 節税入門



Illustration by Yumiko Hoshino

私たちの暮らしに税がどのように関わっているのか。本特集では、わかりにくい税の仕組みをタイプ・分野別に分け、実例を交えながらできるだけ平易な表現で解説した。迫りくる大増税時代に備え、賢い節税術を身につけるための参考にさせていただきたい。

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 大増税時代に突入！ 自営業者もサラリーマンも例外なく及ぶ税の負担増 | 34 |
| タイプ別 | |
| サラリーマン編 | 38 |
| 個人事業主編 | 44 |
| 中小企業編 | 52 |
| 分野別 | |
| 暮らし・レジャー編 | 56 |
| 相続・贈与編 | 88 |
| 保険編 | 97 |
| *永遠の旅行者* になって理不尽な税金を回避する方法 橋 玲 | 102 |
| 不動産編 | 104 |
| 証券編 | 108 |

週刊ダイヤモンド

2005年10月8日号

「節税特集号」の

中小企業編を担当

元森公認会計士事務所

公認会計士・税理士

(LEC会計大学院 教授)

元森 俊雄

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町1-103

東京パークタワー 501号

TEL 03 (5283) 2100

FAX 03 (5283) 2525

ホームページ

<http://www.tmic.co.jp>

週刊 <http://dw.diamond.ne.jp/> 特大号

ダイヤモンド

2005 特別定価670円

丸ごと一冊 節税入門

108

完全図解 2005-2006

| | |
|--|---|
| <p>タイプ別</p> <p>サラリーマン編</p> <ul style="list-style-type: none"> 借り上げ住宅制度の活用法 配偶者控除の勘違い ネット副業の落とし穴 | <p>個人事業主・中小企業編</p> <ul style="list-style-type: none"> 青色・白色申告の損得 法人化の節税メリット 中小企業特有の優遇策 |
| <p>暮らし・レジャー編</p> <ul style="list-style-type: none"> 結婚・離婚・出産のベストタイミング オレオレ詐欺の被害に遭ったら ゴルフ会員権の売却損 | <p>相続・贈与編</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続税「簡単診断表」 正しい遺言の書き方 骨肉の争いのススメ |
| <p>分野別</p> <p>不動産編</p> <ul style="list-style-type: none"> 家の購入・売却・転勤 ワンルームマンション投資 固定資産税の取り戻し方 | <p>金融編</p> <ul style="list-style-type: none"> 株で儲かった人・損した人 海外の保険会社の活用 非居住者で税金を回避 |



KYODO

分野別

中小企業編

資本金一億円以下の中小法人には、一億円超の大法人にはない税法上の優遇措置がある。これらの措置や特例を使って、合法的に税金を減らす例を紹介しよう。期限付きのものもあるので早めに活用するほうが得策である。
 (文・監修/LEC会計大学院教授・公認会計士・元森俊雄)

法人税法・地方税法上の優遇措置の多くは、「資本金一億円」が分岐点である。八〇〇万円までの所得に対する法人税率が低い、四〇〇万円までの交際費なら九割を損金に算入できる、少額資産は損金算入できるなどの優遇措置は、資本金一億円以下の中小法人にのみ適用される(下の表参照)。

増 資を検討する場合、対外的な信用面では資本金は大きいほどよいが、税法上の優遇措置も受けられるように、増資後の資



Y.H.

本金を一億円以下にとどめることがお勧めだ。現在資本金一億円超の会社は、減資や分社化などにより、一億円以下に抑えるようにするのも一案だ。

もちろん、株式公開を目指す会社、大きな設備投資のため資本金を大きくすることが必要な会社などは、中小法人であることによる節税などは気にせず、どんどん増資すべきである。

では、主に中小法人が使える節税策を見ていこう。

人材教育への投資

二〇〇%の税額控除 ただし身内は対象外

二〇〇五年度税制改正で「人材投資促進税制」が創設され、教育訓練費の一定割合(中小法人の場合最高二〇%)を法人税から控除できることになった(法人税の一〇%が限度)。割合の決め方は、

中小法人(天法人の関係会社を除く)に有利になっている。

教育訓練費に二〇〇万円かけた場合、中小法人なら、二〇〇万円の支出に対して、通常の節税額八二万円(実効税率四一%)に四〇〇万円の税額控除が加わるので、実質的な資金負担は七八万円(二〇〇万円―八二万円―四〇万円)ですむことになる(左ページ上の図参照)。

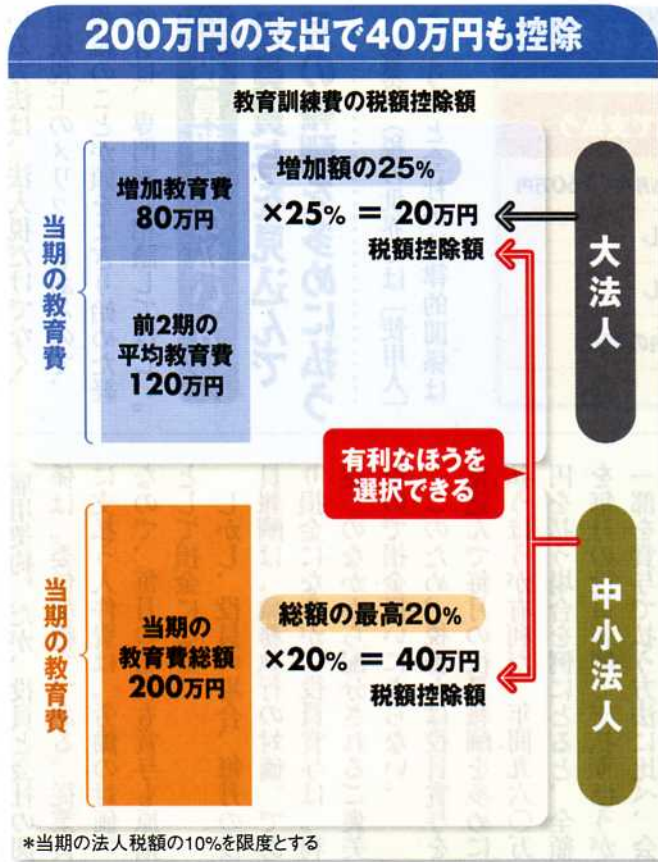
三年間の時限措置なので、社員の教育訓練を考えている会社はやるなら今だ。

法人税や交際費の扱いで恵まれている中小法人

| | 中小法人 (資本金1億円以下) | 大法人 (資本金1億円超) |
|----------------------|--|---------------------------|
| 法人税率 | 800万円までの所得 22% 800万円超の所得 30% | 一律 30% |
| 交際費 | 400万円までは支出額の90%を損金にできる | 全額が損金不算入 |
| 中小企業等 基盤強化税制 | 取得額の7%の金額の税額控除 または、30%の特別償却。 1台160万円以上の取得が対象 | 優遇なし |
| 人材投資減税 (教育費の税額控除) | 当年度支出額の最高20%の金額の税額控除 (大法人より有利) | 前2期の平均より増加した額の25%の金額の税額控除 |
| 退職給与引当金繰入 | 限定的だが損金に計上できる | 損金に計上できない |
| 法人事業税* | 黒字の場合のみ課税 | 赤字でも課税(外形標準課税) |

*法人事業税は地方税での扱い。これ以外の項目は法人税での扱い

ただし、税額控除なので、税額がない赤字企業だと意味がない。なお、教育訓練費は従業員の職務に必要な技術または知識を習得させるための費用で、外部に派遣するだけでなく、自社で行なう勉強会の講師謝礼や教材費なども含まれる。ただし、役員、使用人(従業員)兼務役員、および役員親族などは対象外である。身内のえこひいきまでは、税務面からは支援してくれない。



三〇万円未満の資産 中古品も損金算入 ただし来年三月まで

資本金一億円以下の中小法人は、一単位三〇万円未満の減価償却資産が購入年度に全額を損金に算入できる。来年三月末までの時限立法なので、早めに活用しよう。

適用の対象となる資産は、四ヶ月前の「パソコン減税」のときはOA関連機器でかつ新品に限定されていたが、現在の制度では資産の種類に限定はないし、新品だけでなく、中古品もOKだ。

三〇万円未満なら何単位でも損金算入できる。なお、三〇万円未満か否かは一単位の資産で判定する。たとえば、応接セットなら机と椅子セットの価格で、パソコンなら周辺機器込みのひと組の価格で判定する。

IT投資促進税制 一〇%相当額を控除 リース資産も対象

一定の要件を満たす情報通信機器・ソフトウェアを取得あるいはリースした場合、取得価額等の一〇%相当額を法人税から控除する

ことができる（法人税の二〇%が限度）。取得の場合は、取得価額の五〇%相当額の特別償却との選択適用もできる。

年間の総投資額が下の表の額に達することが条件である。中小企業にとつて、金額が小さくても利用できるし、リース資産も対象になるので、使い勝手がよい。

また、減価償却資産に計上することが要件なので、資本金一億円以下の中小法人の場合、取得した情報通信機器のなかに一単位三〇万円未満のものがあるときは、少額資産の全額損金算入を選ぶか、あるいは資産計上して税額控除を受けるかを検討する必要がある。

その判断基準として、その期に儲かって翌期には厳しくなりそうな会社の場合は、少額資産として全額損金算入したほうが有利といえる。

配当政策

無配で法人税を節税 相続税対策にもなる

配当は「利益の分配」であり、配当した金額は損金に算入できない。上場企業では株主から配当を高めるように要求され、なかなか無配にはできない。しかし、同族経営の会社の場合は、一族が承知

中小企業編

中小企業に使い勝手のよい「IT投資促進税制」

| | | 大企業 (資本金3億円超) | | 中堅・中小企業 (資本金3億円以下) | |
|------|--------|------------------|---------|-----------------------|--|
| | | 買い取り | 買い取り | リース | |
| 対象設備 | ハードウェア | 600万円以上 | 140万円以上 | 200万円以上 | |
| | ソフトウェア | 600万円以上 | 70万円以上 | 100万円以上 | |

*大企業と中堅・中小企業の区切りは資本金1億円ではなく、3億円
*買い取りの場合は取得価額、リースの場合はリース費用の総支払価額

すれば、高収益でも配当しなくて構わない。

損金算入できない配当よりも、損金算入できる報酬・給与・福利厚生などで、配当に見合う額を還元したほうが、税務上は有利だ。

さらに、法人税だけでなく相続税対策にもなる。相続税の株価評価方法には、配当還元方式や類似業種比準方式があるが、配当が少ないと株価評価が低くなり、相続財産も少なくなる。

配当を減らしてほかの方法で報

全額を役員報酬で支払うと会社の負担も軽くなる

| | 一部を賞与で支払う | 全額を報酬で支払う |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 役員報酬 | 60万円/月 × 12ヵ月 = 720万円 | 80万円/月 × 12ヵ月 = 960万円 |
| 賞与 | 120万円 × 2回 = 240万円 | なし |
| 損金不算入額 | 240万円 | なし |
| 税負担の増加額※ | 240万円 × 30% = 72万円 | なし (72万円の節税) |

※会社の課税所得額は800万円以下と仮定し、法人税と地方税の合計税率を30%で計算

役員報酬の払い方
役員賞与を見込んで
月の報酬を多めに払う

従業員（税の世界では「使用人」という）と会社の法的関係は、

いる方法は、法人税だけでなく、相続税上のメリットもあるのですが、相続のことが頭をよぎり始めた経営者は、専門家に相談してほしい。

「雇用契約」だが、役員と会社の関係は「委任契約」である。従業員に支払う人件費は「労働の対価」なので、毎月の給料も賞与も原則として損金になる。

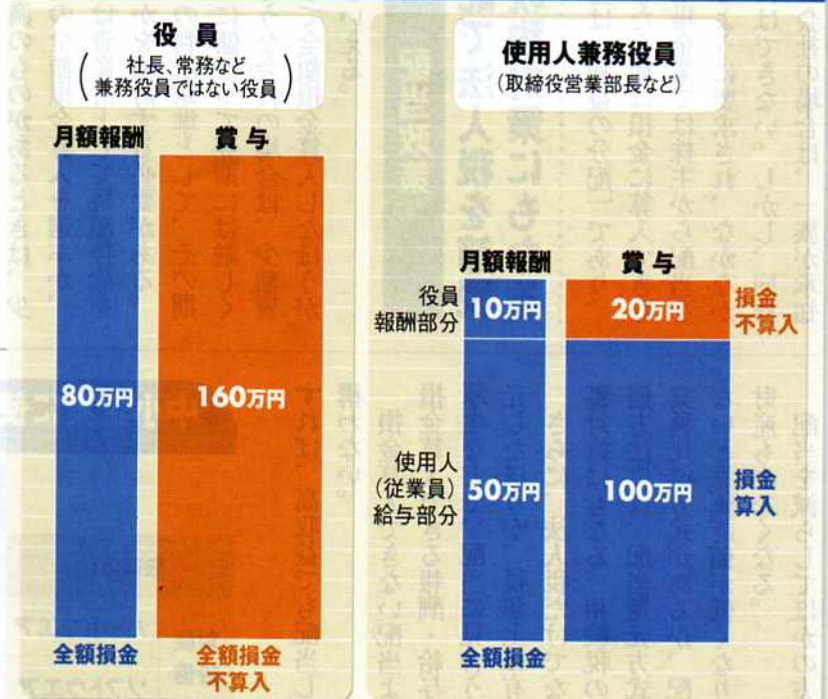
しかし、役員の場合、毎月の役員報酬は「職務執行の対価」であり損金になるが、役員賞与は「利益」のなかから配分される「褒美」なので損金扱いにならない。

このため、税務上は役員賞与を見込んで毎月の役員報酬を多めに払うほうが有利だ。年間九六〇万円を払う場合を例にとると、全額を毎月の役員報酬で支払うほうが、一部を賞与で払う方法に比べ、会社が負担する税金は七二万円も少なくなる（上の表参照）。

もし、年間九六〇万円を払うのが難しそうになれば、後半の報酬を減額すればよい。期の途中で役員報酬を増額すると賞与と認定される可能性があるが、減額は問題ない。ただし、このやり方はモラル低下につながる恐れもあるので、報酬ダウンの可能性について役員に十分に説明しておくことが肝要である。

役員（取締役と監査役）への賞与は損金に算入できないが、使用人兼務役員（取締役営業部長など）の場合は、ほかの従業員と同様の基準で算定された賞与部分は損金

使用人兼務役員なら従業員部分の賞与は損金になる



*月額報酬の2ヵ月分の賞与を出したと想定
*使用人兼務役員は月額報酬60万円のうち、使用人給与部分は50万円（ほかの部長と同水準）、役員報酬部分は10万円と想定

になる。右の図のように、月給の二ヵ月分の賞与を出した場合に、役員報酬に対応する二〇万円だけが損金に算入できない。税務上はできるだけ兼務役員にしておいたほうが、融通がきくというわけだ。

ただし、同族会社の家族の場合には、取締役営業部長などの肩書きを付けても、税務上は使用人兼務役員とは見なされず、賞与の全額が損金不算入となるので、この対策は採れない。

な お、来年春に施行される新会社法では、「役員報酬と役員賞与はともに職務執行の対価」と明記されており、これを受けて企業会計も費用処理（損益計算書に計上）で統一される方向である。商法と企業会計の動きに合わせて、法人税法での位置づけも見直される可能性がある。

高給をもらっている役員への賞与であれば、利益の配分だといわれても納得できるが、月額報酬が



低い中小企業の役員にとっては理不尽に思える。

たとえば、六〇万円の月給をもらっていたサラリーマンが脱サラして、ベンチャー企業の社長になったとしよう。従業員の給料も払えるかどうか不安なので、当初は社長の月額報酬を四〇万円に抑えた。ところが、意外に順調に事業が立ち上がって利益が出たので、年度末には従業員と同じく、月給の二ヵ月分の賞与を社長も受け取ったとする。こんなささやかなケースでも、税法上は、社長への賞与は利益処分と見なされ、損金にならない。じつに不合理だ。

一社だけの役員に専念し、従業員と同様の基準で支給し、かつ役員報酬と役員賞与の合計が年間一〇〇〇万円以下の場合などは、賞与の損金算入を認めるように改正してほしい。

創業社長への退職金

会社も本人も有利 賞与とされる懸念も

退任する役員への退職金は、過大でなければ、損金となるのが原則なので、会社としては、同じ払うなら役員賞与ではなく、退職金として払うのが有利である。

一方、創業社長にとって、退職金に対する所得税の課税は優遇されているので、退職金で受け取ると所得税がずっと少なくてすむ。創業社長への功労に報いるには、退職金の割合を増やしたほうが、会社も個人も有利だ。

同

族会社の場合、創業者が社長を退いた後も、なんらかのかたちで経営に関与するケースが多い。取締役名誉会長などの肩書きでも、会社の主要な意思決定に実質的に関与していると判断されると、税務上は退職と認められず、退職金は臨時の役員賞与と見なされ、損金不算入となる。

次のいずれかの要件を満たし、かつ会社の主要な意思決定に関与しないようにすることが必要だ。
①常勤役員から非常勤役員になり、かつ代表権を持たない。
②分掌変更などにより報酬がおおむね五〇%以上減少する。

また、退職金額が、退職金規程による額や、退職時報酬月額×在職年数×功績倍率（二〜四倍）で

計算される額を超えた場合、超過分は損金にならないので、金額算定にも注意が必要だ。

中小企業の社長や奥

さんのなかには、会社は赤字なのに、個人の財布からおカネを出すのをいやがって、領収書をかき集めて会社の経費で落とそうとする人がある。経費を増やしても赤字が増え財務内容が悪くなるだけだ。節税も行き過ぎるとむしろマイナスになる。

ま

た、同族会社（上位三つの株主グループで五〇%超の出資）の場合、オーナーの個人的な意向で会社の意思決定を左右できるため、通常ではありえないような取引で、税金を意図的に軽減することが可能になる。このため、法人税、所得税、相続・贈与税には、同族経営の租税回避行為を防止するための規定が設けられている。

この防止規定のなかで、要注意

節税を考える前に 利益を上げることが大切

LEC会計大学院教授・公認会計士・元森俊雄



が「行為・計算の否認」。これは形式的には合法的な行為・計算であっても、税金の負担を不当に減少させていると税務署長が判断する場合は、その行為・計算を否認して、税額を再計算するという規定である。

これは、「伝家の宝刀」といわれ、めったなことでは抜かれることはない。しかし、形式的には合法でも不自然な租税回避行為と当局が判断すると、発動されることもある。本稿で述べた節税対策は合法的なものであるが、過度にならないように留意して活用してほしい。